

住宅金融支援機構と空き家活用促進リフォーム助成事業に関する協定を締結 ～リフォーム費用最大50万円の助成と【フラット35】の金利を引下げ～

市は、5月20日に独立行政法人住宅金融支援機構と「【フラット35】地域活性化型及び海老名市空き家活用促進リフォーム助成事業に係る相互協力に関する協定」を締結しました。

これは、住宅金融支援機構の「【フラット35】地域活性化型」と空き家の利活用促進と住環境の向上、定住促進を目的に平成27年4月から実施している「海老名市空き家活用促進リフォーム助成事業」を連携するもので、全国版空き家・空き地バンクに登録された市内の空き家を取得し、所定の要件を満たした場合、リフォーム助成や金利引下げを受けることができます。

1	【フラット35】地域活性化型 住宅金融支援機構の【フラット35】の融資を受ける際に、当初5年間、年▲0.25%の金利が引き下げられる。
2	海老名市空き家活用促進リフォーム助成事業 空き家の利活用を促進するとともに、住環境の向上及び市内への定住促進を図るため、空き家の購入者等が、市内施工業者を利用して居住のために行うリフォームに対し、その改修費用の一部を助成。 (1) 助成金額 10万円以上（税抜き）の工事に対し2分の1を助成。上限50万円 (2) 助成対象者 ・海老名市内にある空き家の所有者・空き家購入者または空き家賃借人であり、リフォーム契約者である方（個人のみ、法人は対象外） ・市税等を滞納していない方 ・過去にこの助成金の交付を受けていない方 その他、対象住宅及び活用条件などを満たす必要があります。
3	取扱開始日 令和元年5月20日

※現時点で、全国版空き家・空き地バンクへ海老名市内の物件登録はございません。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市まちづくり部住宅公園課 電話046・235・9604

